

指名停止等一覧表

(期間 令和3年10月1日 ~ 令和4年3月31日)

| 番号 | 業者名 | 本社所在地 | 指名停止期間 | 該当事項 | 指名停止の理由 |
|----|----------|----------------------|--------------------------------|--|--|
| 1 | 三陸土建(株) | 岩手県盛岡市みたけ5-15-12 | 令和3年10月4日～令和3年11月3日 (1ヶ月) | 別表第1 当該部局の管轄区域内において発生した事故等に基づく設置基準(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)第7号 | 盛岡森林管理署と令和3年3月24日に契約締結した、岩手県岩手郡雫石町内の志戸前第一地すべり防止工事において、工事の安全管理の措置が不適切であったため、令和3年4月27日に作業員1名が死亡する事故を発生させ、盛岡労働基準監督署から、労働安全衛生法違反に当たるとして、令和3年7月27日付けで是正勧告書及び指導票が出され改善措置の指導を受けた。 このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第1第7号(安全管理措置の不適正により生じた工事関係者事故)に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるため。 |
| 2 | 齊藤林業 | 秋田県能代市二ツ井町梅内字小滝7 | 令和3年10月15日～令和3年12月14日 (2ヶ月) | 別表第1 当該部局の管轄区域内において発生した事故等に基づく設置基準(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)第7号 | (有)林業小山組と米代東部森林管理署とが令和元年6月7日に契約締結した立木販売(皆伐)の下請け作業において、安全管理の措置が不適切であったことから、令和3年2月24日にフォワーダによる轢過により死亡する事故を発生させ、令和3年3月24日付けで大館労働基準監督署から、労働安全衛生法違反に当たるとして、指導票及び是正勧告書を受けた。 このことは、工事請負契約指名停止等措置要領別表第1第7号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるため。 |
| 3 | (有)林業小山組 | 秋田県山本郡藤里町粕毛字上谷地47番地1 | 令和3年10月15日～令和3年11月14日 (1ヶ月) | 別表第1 当該部局の管轄区域内において発生した事故等に基づく設置基準(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)第7号 | 米代東部森林管理署と令和元年6月7日に契約締結した立木販売(皆伐)において、事業実行事業体(下請け者)である齊藤林業に対する安全管理の措置が不適切であったことから、令和3年2月24日に齊藤林業の作業員1名がフォワーダによる轢過により死亡する事故を発生させ、令和3年3月24日付けで大館労働基準監督署から、労働安全衛生法違反に当たるとして、指導票及び是正勧告書を受けた。 このことは、工事請負契約指名停止等措置要領別表第1第7号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるため。 |

| 番号 | 業者名 | 本社所在地 | 指名停止期間 | 該当事項 | 指名停止の理由 |
|----|----------------|-------------------------|------------------------------|--|---|
| 4 | (有)秋田グリーンサービス | 秋田県秋田市河辺北野田高屋字神田304番地 | 令和3年12月10日～令和4年2月9日 (2ヶ月) | 別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく設置基準(不正又は不誠実な行為)第16号 | 令和3年4月27日付けで東北森林管理局 秋田森林管理署と請負契約を締結した森林環境保全整備事業において、同年9月6日に境界確認を怠ったことにより、契約区域外(33林班は小班内)のスギ7本4.18㎡を誤って伐採した。 このことは、工事請負契約指名停止等措置要領別表第2第16号(不正又は不誠実な行為)に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるため。 |
| 5 | 岩泉地区国有林材生産協同組合 | 岩手県下閉伊郡岩泉町字岩泉字三本松28番地18 | 令和3年12月10日～令和4年2月9日 (2ヶ月) | 別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく設置基準(不正又は不誠実な行為)第16号 | 岩泉地区国有林材生産協同組合は、令和2年8月7日付けで東北森林管理局 三陸北部森林管理署と売買契約した立木販売において、令和3年6月11日に伐採区域の誤認により、契約区域外(566林班り2小班内)の広葉樹外21本5.14㎡を誤って伐採した。 このことは、工事請負契約指名停止等措置要領別表第2第16号(不正又は不誠実な行為)に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるため。 |
| 6 | (株)丸本組 | 宮城県石巻市恵み野3-1-2 | 令和3年12月20日～令和4年1月2日 (2週間) | 別表第1 当該部局の管轄区域内において発生した事故等に基づく設置基準(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)第8号 | (株)丸本組は、宮城県土木部港湾課発注の「平成27年度県債震復社整防00200-A02号雲雀野地区防潮堤(その1)工事」において、平成31年2月4日、天端の仕上げ作業を行っていたところ強風により足場が倒壊し、足場上で作業をしていた2次下請業者の作業員が落下し、死亡する事故を起こした。 この事故について、安全管理措置の不適切が認められるとして、令和3年3月1日に同社及び現場代理人が石巻労働基準監督署から労働安全衛生法違反の疑いで書類送検され、令和3年10月21日に、石巻簡易裁判所から同社が労働安全衛生法違反の罪により、現場代理人が業務上過失致死及び労働安全衛生法違反の罪により罰金刑の略式命令を受けた。 このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第1当該部局の管轄区域内において生じた事故に基づく措置基準(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)第8号に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるため。 |

| 番号 | 業者名 | 本社所在地 | 指名停止期間 | 該当事項 | 指名停止の理由 |
|----|-------------|------------------------|-------------------------------|--|---|
| 7 | (株)新興プラント工業 | 大分県大分市向原西2-8-30 | 令和3年12月27日～令和4年1月26日 (1ヶ月) | 別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく設置基準(建設合法違反行為)第13号 | (株)新興プラント工業は、民間発注の工事において、建設業法第26条第1項に違反し、資格要件を満たさない者を主任技術者として配置した。 このことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和3年10月22日に建設業許可部局である大分県知事より指示処分を受けた。 このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準(建設合法違反行為)第13号に該当する事実し、契約の相手方として不相当であると認められるため。 |
| 8 | (有)三浦産業 | 青森県南津軽郡大鰐町大字早瀬字坂本89番地1 | 令和4年1月18日～令和4年2月17日 (1ヶ月) | 別表第1 | (有)三浦産業は、津軽森林管理署と令和3年4月23日に契約締結した造林事業請負(森林環境保全整備事業)誘導伐において、令和3年7月31日、伐倒作業中、つる絡みとなっていたスギが伐倒木に引っ張られ激突するという死亡災害を発生させ、令和3年11月29日付けで弘前労働基準監督署よりは正働告書及び指導票を受けた。 このことは、工事請負契約指名停止等措置要領別表第1第7号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)に該当し、契約の相手方として不相当であると認められるため。 |
| 9 | (株)コンノ土木 | 秋田県能代市ニツ井町切石字大蔵29-1 | 令和4年1月31日～令和4年2月13日 (2週間) | 別表第1 当該部局の管轄区域内において発生した事故等に基づく設置基準(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)第8号 | (株)コンノ土木は、令和2年12月21日、秋田県発注の河川改良工事において、1次下請けの労働者が、倒れた土止め用矢板に挟まれ、死亡する事故を起こした。 この事故について、労働安全衛生法違反及び業務上過失致死罪により同社及び同社の現場代理人が、令和3年10月22日に罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。 このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第1当該部局の管轄区域内において生じた事故に基づく措置基準(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)第8号に該当する事実し、契約の相手方として不相当であると認められるため。 |

| 番号 | 業者名 | 本社所在地 | 指名停止期間 | 該当事項 | 指名停止の理由 |
|----|---------|-----------------------|------------------------------|--|---|
| 10 | (株)柳沢建設 | 秋田県鹿角市十和田大湯字川原ノ湯15-10 | 令和4年2月28日～令和4年4月27日 (2ヶ月) | 別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準(公契約関係競売等妨害又は談合)第8号イ | (株)柳沢建設の元役員は、秋田県鹿角市発注の工事において、前鹿角市長から得た最低制限価格により落札し、公正な入札を妨害したとして、令和4年1月19日に秋田県警察本部から公契約関係競売等妨害の疑いで逮捕された。 このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準(公契約関係競売等妨害又は談合)第8号イに該当する事実し、契約の相手方として不適当であると認められるため。 |
| 11 | (株)北山建設 | 山形県最上郡最上町大字若宮126 | 令和4年3月7日～令和4年4月6日 (1ヶ月) | 別表第1 当該部局の管轄区域内において生じた事故に基づく措置基準(過失による粗雑工事)第3号 | (株)北山建設は、山形県発注の河川護岸工事において、施工途中で設計書どおりの施工を行っていないことを認識しながら令和3年1月20日に完了報告をしたことから、契約不適合であるとして、令和3年6月23日に発注者から履行追完を請求された。 このことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和4年1月28日に建設業許可部局である山形県知事から3日間の営業停止処分を受けた。 このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第1当該部局の管轄区域内において生じた事故に基づく措置基準(過失による粗雑工事)第3号に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるため。 |
| 12 | (株)田中建設 | 秋田県鹿角市花輪字大川添26 | 令和4年3月25日～令和4年6月24日 (3ヶ月) | 別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく設置基準(公契約関係競売等妨害又は談合)第10号 | (株)田中建設の代表取締役は、秋田県鹿角市発注工事の入札において前鹿角市長から入手した情報により落札し、公正な入札を妨害したとして、令和4年2月9日に秋田県警察本部から公契約関係競売等妨害の疑いで逮捕された。 このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準(公契約関係競売等妨害又は談合)第10号に該当する事実し、契約の相手方として不適当であると認められるため。 |

注:該当事項の欄には、部局所掌の「工事請負契約指名停止等措置要領」に定める別表第1及び第2に掲げる措置要件又は「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」の別表に掲げる措置要件のうち該当するものを記入する。